

(平成30年7月27日 公表)

総合的な放課後児童対策に向けて

放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ(概要)

1. 子どもたちの放課後生活の重要性とその理念

(1)児童の権利に関する条約と改正児童福祉法の理念を踏まえた子どもの主体性を尊重した育成

- ✓ 放課後児童対策の中で、全ての子どもに対し「子どもの最善の利益」を保障していかなければならない。「子どもの最善の利益」を保障するには、放課後児童対策に関わる者のあり方も問われる。
- ✓ 子どもの主体性や自己決定力の尊重や育成が、児童の権利に関する条約の精神からみた育成観である。

(2)子どもの「生きる力」の育成

- ✓ 子どもの自主性、社会性や自立を育む観点に立ち、放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成することが必要である。

(3)地域共生社会を創出することのできる子どもの育成

- ✓ 地域社会を構成する一員として、人と人がつながり合い、多様性を許容できる子どもを育てていくことが求められる。そのために、子どもが地域に関わりをもって育つことが保障されなければならない。

→ 子どもが育つ場が多様に用意される必要があり、総合的な放課後児童対策の展開が求められる。

2. 放課後児童対策の歴史的推移と現状及びその課題

- 今後の放課後児童対策の方向性として、現行「放課後子ども総合プラン」を推進していく中で、地域の様々な施設を有機的に連携させ、どの地域の子どもも放課後に多様な体験が行えるようなあり方を目指すことが望ましい。
- 社会的・福祉的課題に対応した放課後の事業の必要性が、公営、民営如何にかかわらず高まっている。児童福祉法の理念に基づき、これらの事業に対してどのような支援のあり方が考えられるか、検討が求められる。
- 「児童館ガイドライン」に基づき、児童館の機能をより一層充実させていくことが期待される。
- 子どもと保護者が放課後の居場所を選べるよう、情報を提供することやその情報を提供しコーディネートする役割があると考えられる。その際、放課後児童対策全般についての実態把握、情報公開、子どもの権利擁護等が今後の課題となる。

3. 放課後児童クラブの今後のあり方

(1) 待機児童の解消（いわゆる「量の拡充」について）

- 女性の就業率の上昇等を踏まえたニーズを見込み、新たな整備目標を設定した上で、必要な受け皿整備を着実に進める必要がある。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との「連携」又は「一体型」の実施において、学校施設に加え、今後は児童館や社会教育施設等を活用することも求められる。その際も、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分担保し、育成支援の環境に配慮する。
- 4年生以上の高学年児童の待機児童の解消方策として、放課後児童クラブの整備に加え、地域の中に多様な居場所を確保することが求められる。
- 放課後児童支援員を支援したり、その資質を高めるという観点から、専門的な知識や技能を持ったスーパーバイザー的な職員の配置を検討することも考えられる。

(2) 質の確保

①放課後児童クラブに求められるもの

- 「放課後児童クラブ運営指針」が求める育成支援の内容を全ての放課後児童クラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上により一層取り組む必要がある。
(例)「運営指針解説書」を研修のテキストとして活用、運営指針に基づき育成支援を行っている事例の収集・公開等
- 放課後児童クラブの質の確保にあたって、情報公開の推進、自己評価とその公表、第三者評価の実施や子どもの安全確保の体制の整備は重要な視点である。
(例)自己評価の項目例作成、第三者評価の導入や具体的方法の検討等

②放課後児童支援員のあり方・研修について

- 放課後児童支援員は、放課後児童クラブにおいて子どもの「育成支援」を行う専門的な知識を有する者として置かれたものであり、様々な職務を担っている。放課後児童支援員の職務が確実に行われるよう、待遇改善が望まれる。
- 放課後児童クラブの整備に合わせ、その運営に必要な人数の放課後児童支援員を確保すると同時に、その方策について検討する必要がある。
- 放課後児童支援員認定資格研修について：経過措置が終了する2020年度以降のあり方を速やかに検討する必要がある。
- 放課後児童支援員資質向上研修について：研修体系の整理や研修内容の充実方策等について、今後検討すべきである。

社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」

1. 設置の趣旨

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1)専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2)専門委員会には委員長を置く。
- (3)専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4)専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1)放課後児童対策について
- (2)その他

4. その他

- (1)委員会は原則公開とする。

委員一覧

| 氏名 | 所属 |
|--------|--|
| 赤堀 正美 | 静岡県 健康福祉部こども未来局こども未来課長(平成30年5月~) |
| 安部 芳絵 | 工学院大学 教育推進機構 准教授 |
| 池本 美香 | 株式会社日本総合研究所 主任研究員 |
| 植木 信一 | 新潟県立大学 人間生活学部 教授 |
| 小野 さとみ | 特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ 施設責任者兼放課後児童支援員 |
| ◎柏女 露峰 | 淑徳大学 総合福祉学部 教授 |
| 金藤 ふゆ子 | 文教大学 人間科学部 教授 |
| 黒柳 いずみ | 静岡県 健康福祉部こども未来局こども未来課長(~平成30年5月) |
| 清水 利昭 | 三鷹市 子ども政策部児童青少年課長 |
| 清水 将之 | 淑徳大学短期大学部 こども学科 准教授 |
| 田中 雅義 | 聖籠町 教育委員会子ども教育課長 |
| 中川 一良 | 京都市北白川児童館 館長 |
| 野中 賢治 | 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長 |
| 山田 和江 | 学童クラブ「清明っ子」代表兼放課後児童支援員 |

(敬称略、五十音順)

【注】◎は委員長

【開催実績】

- | | | | |
|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 第1回 平成29年11月8日 | 第2回 平成29年11月20日 | 第3回 平成29年12月4日 | 第4回 平成30年1月29日 |
| 第5回 平成30年2月8日 | 第6回 平成30年2月27日 | 第7回 平成30年3月19日 | 第8回 平成30年4月20日 |
| 第9回 平成30年5月15日 | 第10回 平成30年6月4日 | | |